

## HSBC プレミア・アカウント規定 一部変更、追加のお知らせ

HSBC プレミアでは、HSBC プレミア・アカウントご利用の際にお客様よりご同意いただきますHSBCプレミア・アカウント各規定を2010年1月1日より、一部改訂いたします。改訂の趣旨は下記のとおりです。お客様におかれましては、下記の変更事項をご一読のうえ、ご理解・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ➤ 第20章 特定口座規定の一部変更

2010年1月1日より特定口座内で上場株式等の譲渡損益と配当所得との損益通算を行なうことができる仕組みが税法上導入されます。それに伴い、特定口座規定（HSBCプレミア規約集第20章）の一部改定を行ないました。

条文は後記、HSBCプレミア規約集 新旧対応表をご覧ください。

ご不明な点等ございましたら、担当のリレーションシップ・マネジャーまたはコールセンター（0120-777-369、24時間365日）までお問合せください。今後とも末永くお取引賜りますようお願い申し上げます。

以上

2009年12月30日  
HSBCプレミア

HSBC プレミア規約集 条文新旧対照表

●2010年1月1日変更分（下線部分が変更箇所）

	改訂前	改訂後
<p>第20章 第1条 （本規定の趣旨等）</p>	<p>1. 本規定は、租税特別措置法第37条の11の3の定めにより、お客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡にかかる所得計算等の特例を受けるために、当行の国内支店に開設される特定口座に関する事項およびお客様と当行との間の権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>（第2項略）</p> <p>3. 本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。 （第①～②号略） （新設）</p>	<p>1. 本規定は、<u>以下を明確にするための取決めです。</u></p> <p>① <u>租税特別措置法第37条の11の3の定めにより、お客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡にかかる所得計算等の特例を受けるために、当行の国内支店に開設される特定口座に関する事項およびお客様と当行との間の権利義務関係。</u></p> <p>② <u>租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係。</u></p> <p>（第2項略）</p> <p>3. 本規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。 （第①～②号略）</p> <p>②の2 「源泉徴収選択口座」とは、<u>租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座をいいます。</u></p> <p>②の3 「特定上場株式配当等勘定」とは、<u>上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。</u></p>

	(第③号以下略)	(第③号以下略)
<p>第20章 第2条の2 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)</p>	<p>(新設)</p>	<p>1. お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。</p> <p>② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの。</p> <p>2. 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p>

<p>第20章 第3条（特 定口座の 申込方 法）</p>	<p>（第1～3項略） （新設）</p>	<p>（第1～3項略） 4. <u>お客様が、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</u></p>
<p>第20章 第3条の2 （源泉徴 収選択口 座内内藤 等受入開 始届出書 等の提出）</p>	<p>（新設）</p>	<p>1. <u>お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただきます。</u> 2. <u>お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」をご提出いただきます。</u></p>
<p>第20章 第5条の2 （特定上 場株式配 当等勘定 における 処理）</p>	<p>（新設）</p>	<p><u>お客様が源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。</u></p>

<p>第20章 第6条（所得金額等の計算）</p>	<p>特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3および同法第37条の11の4ならびにその関係政省令に基づき行われます。</p> <p>（新設）</p>	<p>1. 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3および同法第37条の11の4ならびにその関係政省令に基づき行われます。</p> <p>2. 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。</p>
-------------------------------	---	---